

16 林地開発許可制度

●担当課
森づくり課
総務・森林企画担当
(電話048－830－4312)

目的

林地開発許可制度の目的は、無秩序な開発による森林の機能の低下を防ぐために、森林法に基づく許可の審査を通じて開発内容が適当かどうかを見定め、森林の土地の適切な利用を確保しようとするものである。

制度概要

- 1 対象森林
地域森林計画の対象となっている民有林
- 2 開発規模
開発行為に係る森林の土地の面積が1ha（太陽光発電設備を伴うものは0.5ha）を超えるもの。ただし、専ら道路の新設等を目的とする場合で幅員3mを超えないものは除く。
- 3 開発行為
土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為。
- 4 許可条件
次のいずれにも該当しないこと。
①土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
②水害を発生させるおそれがあること。
③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
④環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 5 監督処分
必要があると認めるときは、無許可開発行為若しくは許可に附した条件に違反した開発行為又は虚偽等の申請により許可を受け開発行為をした者に対して、開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることがある。

●事業主体
開発行為をしようとする者

●根拠法令等
森林法第10条の2

●創設年度
昭和49年10月31日

- 制度の留意点
- 1 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであることが必要である。
- 2 残置する森林については、開発の目的等に応じて、開発面積に対して残す森林の割合（森林率）が定められている。
- 3 森林所有者等が共同で開発を行う場合、それぞれが開発する森林面積が開発規模以下であっても、全体の開発面積が開発規模を超える場合は許可が必要である。また、何年にもわたって開発を行う場合、それぞれの年の開発面積が開発規模以下であっても、最終的な開発面積が開発規模を超える場合は許可が必要である。
- 4 申請後に埼玉県国土利用計画審議会に諮り、その結果を助言することがある。

■林地開発許可の申請手続

